

政令第三百九十六号

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和八年九月二十四日とする。

理 由

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。